

答申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和5年2月13日4教総第2488号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、資格免許欄中の名称欄に記載された情報は開示すべきであるが、その余の部分为非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関指導主事〇〇氏（以下「本件指導主事」という。）の令和4年度における職員調書（表面）である。

(2) 本件公文書の開示決定等の状況

ア 本件決定について

実施機関は、本件公文書に記載された本件指導主事の旧氏名、職員番号、生年月日、年齢、試験職種、写真、学歴、表彰、資格免許、給料及び前職歴に関する項目について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

イ 本件決定以外の決定状況について

実施機関は、本件決定以外にも、他4名の職員調書、添付書類を含む財団法人の移行認可申請書並びに本件指導主事以外の指導主事の出張命令書について、公文書部分開示決定を行うとともに、令和4年度指導班学校担当割と福岡県教育庁組織規則について、公文書開示決定を行っているが、審査請求人は、これらの決定に対して、審査請求を行っていない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和5年1月28日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和5年2月13日付けで、本件決定を行い、その旨を審

査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和5年3月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和5年4月18日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) 実施機関は本件決定の理由を、個人情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるためとしているが、本件決定は庶民の知る権利を阻んでいる。
- (2) 公人としての先生または教育委員会職員としての立場により開示してもよいと思う。
- (3) 本件決定により、審査請求人は知る権利を阻害され、公人の納得できない対応を理解できないでいる。
- (4) 本件指導主事は、県の職歴のはじめから学年主任という権力ある管理職についている。前職歴を知りたくなるのは人情である。
- (5) 教育に携わる者の学歴が、なぜ開示されないのか。
- (6) 写真について、生徒、保護者、地域の人とは顔の見える関係がよいのではないか。
- (7) 前職歴、資格、免許、受けた表彰は、教育者としてのキャリアではないのか。

5 実施機関の説明要旨

(1) 弁明の趣旨

「審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 審査請求書の記載事項の認否

「4 審査請求人の主張要旨」(1)及び(2)については、具体的な事実関係についての記載ではないため不知。

(3) 本件決定の内容及び理由

本件処分は、職員調書の「表面」に関する記載事項についての請求であることを開示請求者本人に確認の上、本件決定を行ったものである。

本件決定は、下記アからウのとおり、職員調書の性質を考慮し、根拠規程等に基づいて、各項目の情報の開示・非開示についての判断を行い、公務員の情報であっても当然保護されるべき情報について非開示としたものである。

ア 職員調書について

職員調書とは、任命権者が、適切な人事管理を行うことを目的として、各職員の資格、経歴、住所、家族、健康状態や勤務希望等、私事に関する情報を収集するための書類である。

イ 部分開示とした根拠規程等について

条例第7条第1項第1号では、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とすることとされている。

一方で、同号ハでは、「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、非開示情報から除外している。

また、本県の情報公開事務の手引には、同号ハの規定による非開示情報からの除外について、「具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の個人情報として保護される必要があり、ただし書ハにより開示されることにはならない。」と規定されている。

なお、同条第2項では、「前項第1号ハの規定の適用については、個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない。」と規定されている。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報について

職員調書の表面に記載されている事項については、全て、同条第1項第1号の「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、原則非開示の情報であるが、このうち、氏名、現在の所属、職名、職種、課係名、課内異動日、職務内容、受けた研修、県歴については、同号ハの公務員等の職務遂行情報に該当することから、開示すべきである情報と判断し、部分開示決定を行った。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

職員調書とは、任命権者が、適切な人事管理を行うことを目的として、各職員の資格、経歴、住所、家族、健康状態や勤務希望等、私事に関する情報

を収集するための書類であり、毎年度本人によって作成され、提出されるものである。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

実施機関が本件公文書のうち、条例第7条第1項第1号該当を理由として非開示とした部分について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書の該当性を判断する。

ア 本号の趣旨

- (ア) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

- (イ) 本号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要があり、この規定により開示されることにはならない。

イ 該当性の判断

(ア) 条例第7条第1項第1号本文該当性

本件公文書は、本件指導主事の氏名、生年月日、年齢、本人の写真、職名等で構成されており、全体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本件公文書に記載された情報は、いずれも本号本文に該当すると認められる。

(イ) 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性

本件公文書に記載された情報は、人事管理上必要とされる職員個人の私事に関する情報であって、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報ではないことから、基本的に、本号ただし書ハに該当しない。

ただし、資格免許欄に記載される情報は、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する内容である場合があるため、以下検討する。

資格免許欄には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状等個人の有する資格免許が記載される。

教員の要件については、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められており、教員免許状が必要とされている。

普通免許状には、学歴に対応した基礎資格別に、専修免許状、一種免許状、二種免許状の区分があり、また、同法第4条第5項に「中学校及び高等学校の教員の普通免許状（中略）は、次に掲げる各教科について授与するものとする。」と定められていることから、高等学校等の教員免許状は教科ごとに与えられるものであることが認められる。

実施機関の職員の中には、中学校や高等学校の教員を兼任している場合があることから、当該職員が高等学校等の教員を兼任している場合、免許状の種類及び教科については、高等学校等の教員としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であると解され、当該職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報であると認められる。

したがって、資格免許欄中の名称欄に記載された情報は、本号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(ウ) 条例第7条第1項第1号ただし書イ、ロ及びニ該当性

本件決定におけるその余の非開示部分が本号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。